

〈 改善報告書検討結果（明治大学）〉

[1] 概評

2014（平成 26）年度の本協会による大学評価に際し、貴大学に対して、努力課題として 5 項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、学長を委員長とした「自己点検・評価全学委員会」のもと、3 年周期で策定している「改善アクションプラン（3 ヶ年計画）」において、改善事項を取りまとめ、担当部署が主体となり指摘事項に対する改善目標・改善計画を策定した上で、活動実績を評価する内部質保証体制のもとで改善に取り組んだ。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。

ただし、努力課題として指摘した、理工学研究科博士後期課程のコースワークの設置（努力課題No.1）については、一部の専攻において必修科目としてコースワーク科目を設置することで改善を図っているものの、完成年度を迎える 2020（平成 32）年度にコースワーク科目を配置する予定となっている専攻が複数あるため、今後これらの専攻についても着実に対応することを期待する。

今後も貴大学が、その目的の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	理工学研究科博士後期課程において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	博士後期課程において、博士前期課程において開設しているコースワーク科目を履修することは可能であるが、必修科目ではないため、全ての学生が履修しているわけではない。なお、博士後期課程にはコースワーク科目を設置していない。
	評価後の改善状況	【改善アクションプランの策定（責任主体、達成目標）】 理工学研究科では、大学院委員を推進責任者として、「改善

		<p>アクションプラン」の策定を行った（資料No.1-1）。</p> <p>達成目標として、「リサーチワークとコースワークのバランスがとれたカリキュラムを策定し、博士後期課程に在籍する全ての学生がコースワークを履修するようになる」ことを掲げた。</p> <p>また、推進組織として、教学委員会の下でコースワーク開設に向けた検討を図った。</p> <p>【改善状況】</p> <p>2017年度から、電気工学、機械工学、応用化学の3専攻においてコースワーク科目「プロジェクトマネジメント」を開講した（資料No.1-2）。履修者数は、8名の対象学生（D1）の内、7名が履修した。なお、本科目は必修科目であるため、課程修了までに全員が履修する予定である。</p> <p>また、2018年度7月時点でコースワークを導入していない4専攻は、2017年度に専攻再編を行ったことにより新規開設した専攻であり、完成年度（2019年度）を迎えていないため、カリキュラム改定ができないことによる。そのため、完成年度後の2020年度には全専攻に科目が配置される予定である。</p> <p>【改善の成果（全学における点検結果）】</p> <p>2018（平成30）年6月12日開催の自己点検・評価全学委員会において、本改善アクションプランが達成されたことを承認した（資料No.1-3）。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料No.1-1：第3期改善アクションプラン No.101 理工学研究科</p> <p>資料No.1-2：<u>明治大学大学院学則（別表1）理工学研究科 博士後期課程抜粋</u></p> <p>資料No.1-3：自己点検・評価全学委員会議事録：審議事項5（2018年6月12日開催）</p>	

2	<p>基準項目</p> <p>指摘事項</p> <p>評価当時の状況</p>	<p>4. 教育内容・方法・成果</p> <p>(2) 教育課程・教育内容</p> <p>農学研究科博士後期課程において、「特別演習」による研究指導によって修了要件単位を満たすことになっており、リサーチワークにコースワークが適切に組み合わせられているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供するよう改善が望まれる。</p> <p>博士後期課程において、授業科目の中から指導教員が必要</p>
---	--	---

	と認める講義科目（博士前期課程設置科目，他研究科設置科目及び研究科間共通科目）を履修することはできるが，修了要件は「特別演習」による研究指導 12 単位であり，全ての学生が履修しているわけではない。なお，博士後期課程にはコースワーク科目を設置していない。
評価後の改善状況	<p>【改善アクションプランの策定（責任主体，達成目標）】</p> <p>農学研究科では，大学院委員を推進責任者として，「改善アクションプラン」の策定を行った（資料No.2-1）。</p> <p>達成目標として，「博士後期課程において，リサーチワークにコースワークが適切に組み合わされた教育内容となる」ことを掲げた。</p> <p>また，推進組織として，農学研究科長の下に農学研究科博士後期課程カリキュラム改正ワーキンググループを設置し，コースワーク開設に向けた検討を図った。</p> <p>【改善状況】</p> <p>2018 年度から，教員と大学院学生のディスカッションを含む講義形式の「特別研究」科目を新設し，コースワークの設置を実現した（資料No.2-2）。この変更について，2018 年度入学者ガイダンスにおいて周知徹底を図った。また，講義（「特別研究」）と演習の違いをシラバス等で明確に示し，学生の理解を進めた。</p> <p>【改善の成果（全学における点検結果）】</p> <p>2018（平成 30）年 6 月 12 日開催の自己点検・評価全学委員会において，本改善アクションプランが達成されたことを承認した（資料No.2-3）。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料No.2-1：第3期改善アクションプラン No.102 農学研究科</p> <p>資料No.2-2：明治大学大学院学則（別表1） 農学研究科 博士後期課程抜粋</p> <p>資料No.2-3：自己点検・評価全学委員会議事録：審議事項5（2018年6月12日開催）</p>

3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	経営学部において、編入学生のうち認定単位数が少ない学生に対して、1年間に履修登録のできる単位数の上限を最大60単位とする措置がなされているので、単位制度の趣旨に照

		らして改善が望まれる。
	評価当時の状況	編入学生は、「編入学者に対する単位認定について」（認証評価提出資料4-3-23, 2009年10月30日教授会承認）の内規にもとづき、単位認定(上限62単位)を行っている。
	評価後の改善状況	<p>【改善アクションプランの策定（責任主体、達成目標）】</p> <p>経営学部では、教育改善・自己点検評価委員長を推進責任者として、教育改善・自己点検評価委員会の下で「改善アクションプラン」の策定を行った（資料No.3-1）。</p> <p>達成目標として、「今後（2015年度以降に）在学する編入学生について、当該年度の履修単位数が適正になるようにする」ことを掲げた。</p> <p>【改善状況】</p> <p>経営学部では、2016年度（認証評価受審次年度に実施する入試）から編入学試験の学生募集を停止した（資料No.3-2）。よって、本件に係る問題は新規に生じなかった。</p> <p>また、履修上限単位数については、2015年度から一般学生と同様に年間48単位以内とした。</p> <p>【改善の成果（全学における点検結果）】</p> <p>2016（平成28）年10月12日開催の自己点検・評価全学委員会において、本改善アクションプランが達成されたことを承認した（資料No.3-3）。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料No.3-1：第3期改善アクションプラン No.103 経営学部</p> <p>資料No.3-2：2016入試データブック抜粋（MEIJI UNIVERSITY DATA BOOK 2016）</p> <p>資料No.3-3：自己点検・評価全学委員会議事録：審議事項2（2016年10月12日開催）</p>	

4	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	法学研究科において、博士前期課程研究者養成コースの学位論文についての審査基準と同課程高度職業人養成コースの特定の課題についての研究の成果（リサーチペーパー）についての審査基準が字数の点を除き同一であるので、高度職業人養成コースの課題について別個の審査基準を定めることが望まれる。

評価当時の状況	<p>博士前期課程 法学研究者養成コースの「学位論文」の字数は 40,000 字以上、同課程 高度職業人養成コースの「特定の課題についての研究の成果（リサーチ・ペーパー）」の字数は 24,000 字以上と定められているが、それ以外の条件については明示されていない。このため、両コースの修了要件の違いが不明確である。</p>
評価後の改善状況	<p>【改善アクションプランの策定（責任主体、達成目標）】</p> <p>法学研究科では、法学研究科長を推進責任者として、「改善アクションプラン」の策定を行った（資料No.4-1）。</p> <p>達成目標として、「法学研究者養成コースと高度職業人養成コースの修了要件の相違を新たに設定することにより、コースの違いが明確になる」ことを掲げた。</p> <p>また、推進組織として、カリキュラム・FD等検討委員会の下で、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースの修了要件の検討を図った。</p> <p>【改善状況】</p> <p>研究科内で、カリキュラム・FD等検討委員会を開催し、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースの修了要件の違いを明確にする議論を図ってきた。そして、修了要件（修了単位数や論文審査基準等）の変更を踏まえ、2016年度に学則別表1の改正を行い、各コースの違いが明確になった</p> <p>「2017年度以降入学者用修士学位取得のためのガイドライン」のシラバスへの掲載や、両コースの違いを明確に示した一覧の研究科ホームページにおける公開等を通じて、所属学生や受験生へのより一層の周知を図った（資料No.4-2及びNo.4-3）。</p> <p>さらに、2017年度から高度職業人養成コースの教育目標に沿った科目（「民事法学特別講義A I（企業法務）」、「公法学特別講義B I（公共法務）」）を開設し、同コースの充実を図った。（資料No.4-4）</p> <p>【改善の成果（全学における点検結果）】</p> <p>2017（平成29）年10月31日開催の自己点検・評価全学委員会において、本改善アクションプランが達成されたことを承認した（資料No.4-5）。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料No.4-1：第3期改善アクションプラン No.104 大学院（法学研究科）</p>	

<p>資料No.4-2:「法学研究者養成コースと高度職業人養成コースの違いについて」 (明治大学ホームページ「法学研究科」掲出資料)</p> <p>資料No.4-3:修士学位取得のためのガイドライン(2017年度以降入学者用)</p> <p>資料No.4-4:2017年度大学院シラバス(法学研究科)【当該科目抜粋】</p> <p>資料No.4-5:自己点検・評価全学委員会議事録:審議事項2(2017年10月31日開催)</p>

5	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	2014(平成26)年度において、収容定員に対する在籍学生数比率が理工学部数学科では1.21と高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	収容定員に対する在籍学生数比率が、理工学部数学科では1.21である(2014年5月1日現在数)。これは2010年度入試の際に手続率を見誤り、入学者数比率が1.40となったことが大きな原因である。
	評価後の改善状況	<p>【改善アクションプランの策定(責任主体、達成目標)】</p> <p>理工学部では、教務主任を推進責任者として、「改善アクションプラン」の策定を行った(資料No.5-1)。</p> <p>達成目標として、「数学科の収容定員に対する在籍学生数比率が1.20未満となる」ことを掲げた。</p> <p>また、推進組織として、入試反省会議の下で、数学科の収容定員に対する在籍学生数比率の改善確認を行った。</p> <p>【改善状況】</p> <p>2015年5月1日現在、収容定員に対する在籍学生数比率は数学科で1.18である(資料No.5-2)。また、改善報告書提出年度(2018年5月1日現在)において、同比率は1.12である(資料No.5-3及びNo.5-4)。</p> <p>【改善の成果(全学における点検結果)】</p> <p>2016(平成28)年10月12日開催の自己点検・評価全学委員会において、本改善アクションプランが達成されたことを承認した(資料No.5-5)。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	資料No.5-1:第3期改善アクションプラン No.105 理工学部	
	資料No.5-2:大学基礎データ(表4)【2015年5月1日現在】	
	資料No.5-3:大学基礎データ(表4)【2018年5月1日現在】	
	資料No.5-4:大学基礎データ(表3)【2018年5月1日現在】	

資料No.5 - 5 : 自己点検・評価全学委員会議事録：審議事項2 (2016年10月12日開催)
--

以上